

○竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(平成 30 年 3 月 30 日告示第 44 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、耐震診断の結果、改修が必要とされた町内の木造住宅の耐震改修を行う住宅所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則(昭和 50 年竜王町規則第 3 号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 滋賀県木造住宅耐震診断員 滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震診断員養成講習会を修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に基づき国土交通大臣に認められた方法である一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法(以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。)に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法または愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法(以下「木造住宅の耐震診断と補強方法等に定める工法」という。)を適用し、木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法または精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づいて、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
- (3) 上部構造評点等 木造住宅の耐震診断と補強方法等に定める工法を適用し、木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法による上部構造評点および精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点をいう。
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう。
- (5) 登録設計者等 耐震改修工事の設計者または監理者であって、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿に登録された者をいう。

- (6) 登録施工者 耐震改修工事の施工者であって、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者登録名簿に登録された者をいう。
- (7) 県産材利用耐震改修モデル事業 滋賀県の木の香る淡海の家推進事業に基づく県産材の提供を受ける耐震改修工事をいう。
- (8) 主要道路沿い割増事業 緊急輸送道路等(滋賀県地域防災計画で定める緊急輸送道路ならびに町の地域防災計画または耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路および避難路をいう。以下同じ。)沿いの木造住宅で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路等の境界線までの水平距離に 1.5 メートルを加えたものを超える住宅の耐震改修工事をいう。
- (9) 高齢者世帯割増事業 65 歳以上の者を含む世帯が居住する住宅の耐震改修工事をいう。
- (10) 子育て世帯割増事業 中学校卒業までの子を含む世帯が居住する住宅の耐震改修工事をいう。
- (11) 避難経路バリアフリー化改修割増事業 地震災害時の避難を容易にすると認められる段差解消等の改修工事を行う場合における耐震改修工事をいう。
- (12) 内覧会開催割増事業 工事中または工事完了後に一般向けまたは事業者向け内覧会を開催する場合における耐震改修工事をいう。

(補助対象建築物)

第 3 条 この事業の補助対象となる住宅は、耐震診断の結果、上部構造評点等が 0.7 未満とされた建築物で、耐震改修工事により上部構造評点等が 0.7 以上に引き上げられるもので、次に該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものを除く。

- (1) 町内にある住宅
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの
- (3) 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- (4) 階数が 2 階以下かつ延べ面積 300 平方メートル以下のもの
- (5) 木造軸組工法のもので、枠組壁工法または丸太組工法の住宅でないもの
- (6) 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

(補助対象者)

第 4 条 この事業の補助対象者は、町内在住の住宅所有者とする。

(補助内容)

第5条 町長は、この要綱に基づき町内の補助対象建築物の耐震改修工事を行う補助対象者に対し、予算の範囲内において、その補助対象経費についてその一部を補助するものとする。

2 補助金の額は、第1号により算出した額に、第2号から第7号までにより算出した額を加えた額とする。

(1) 木造住宅耐震改修工事業費補助基本額は、補助対象経費の23パーセント(82万2,000円を上限とし、1,000円未満の端数は切捨てとする。)とする。ただし、補助対象経費が50万円以下の場合を除くものとする。

(2) 県産材利用耐震改修モデル事業を実施する場合は、別表に定める県産材利用数量の区分に応じ、同表に定める額

(3) 主要道路沿い割増事業を実施する場合(補助対象経費が100万円以下の場合を除く。)は、10万円

(4) 高齢者世帯割増事業を実施する場合(補助対象経費が100万円以下の場合を除く。)は、10万円

(5) 子育て世帯割増事業を実施する場合(補助対象経費が100万円以下の場合を除く。)は、10万円

(6) 避難経路バリアフリー化改修割増事業を実施する場合(補助対象経費が100万円以下の場合を除く。)は、10万円

(7) 内覧会開催割増事業を実施する場合(補助対象経費が100万円以下の場合を除く。)は、10万円

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、次に該当するものとする。

(1) 耐震改修工事に必要な登録設計者等が行う設計および監理に要する経費

(2) 登録設計者等により設計され、登録施工者により施工された上部構造評点等を0.7以上に引き上げるため、ならびに地盤および基礎の安全性を向上させるために必要と認められる耐震改修工事に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、他の要綱等により補助を受ける経費(既に受けたものを含む。)がある場合には、補助対象経費から当該経費を差し引くものとする。

(交付の申請および決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断報告書の写し(第2条第2号による耐震診断の報告書に限る。)
- (2) 建築時期および面積が確認できる書類の写し(建築確認済証または登記済証等)
- (3) 耐震改修工事の計画書であって、次に掲げるものが明示されているもの
  - ア 案内図、設計図、補強計画図その他補強方法を示す図書(いずれも登録設計者等の記名および押印があるもの)
  - イ 耐震改修後の上部構造評点等
- (4) 耐震改修工事費見積書(耐震改修工事費その他の工事費の内訳がそれぞれ確認できるもので、登録設計者等または登録施工者の記名および押印があるもの)
- (5) 避難経路バリアフリー化改修割増事業の場合は、段差解消等の改修工事に関する設計図書(配置図、平面図および必要に応じて詳細図)、工事費内訳明細書および見積書(段差解消等の改修工事のみの内訳が確認できるもので、登録設計者等または登録施工者の記名および押印があるもの)
- (6) 子育て世帯割増事業または高齢者世帯割増の場合は、世帯全員の住民票記載事項証明書
- (7) 県生材利用耐震改修モデル事業の場合は、木の香る淡海の家推進事業の応募要領耐震様式第1号および第3号ならびにびわこ材販売管理票の写し
- (8) 内覧会開催割増事業の場合は、内覧会開催に係る事業計画書
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書がこの要綱に適合していると認めた場合には、速やかに竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(計画の変更)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金変更承認申請書(別記様式第3号)に前条第1項に定める関係書類(変更がないものを除く。)を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事施工箇所および施工方法の変更
- (2) 補助金の額の変更

2 町長は、前項の申請書を受理した場合において、適当と認めるときは、竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金変更承認通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合または当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに竜王町木造住宅耐震改修工事完了期日変更報告書(別記様式第5号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(改修工事中止または廃止)

第9条 申請者は、耐震改修工事中止または廃止をしようとする場合は、竜王町木造住宅耐震改修工事廃止(中止)届(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による廃止(中止)の届出があったときは、第7条第2項に定める補助金の交付の決定はなかったものとする。

(完了実績報告)

第10条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、竜王町木造住宅耐震改修工事完了実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事費請求書または領収書の写し(登録施工者の発行したものに限る。)

(3) 工事写真(改修前、改修中および改修後の写真で、耐震改修等工事の内容が確認できるもの)

(4) 設計委託および監理委託契約書の写し

(5) 設計委託および監理委託費請求書または領収書の写し(登録設計者等の発行したものに限る。)

(6) 改修後の平面図(最終変更後のものに限る。)

(7) 内覧会開催割増事業の場合は、内覧会を開催したことがわかる書類

(8) その他町長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、当該工事の完了の日から起算して30日または3月20日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条第 1 項の規定により、完了実績報告書を受理した場合において、適正と認めるときは、申請者に竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付額確定通知書(別記様式第 8 号)を交付するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して 10 日以内に竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付請求書(別記様式第 9 号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 13 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときまたは受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反し、またはこれに基づく指示に従わないとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定取消通知書(別記様式第 10 号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 付 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度から平成 32 年度までの補助事業について適用する。

別表(第 5 条関係)

県産材利用耐震改修モデル事業費補助金

県産材利用数量	0.25 m <sup>3</sup> を超え	0.45 m <sup>3</sup> を超え	0.70 m <sup>3</sup> を超えるもの
	0.45 m <sup>3</sup> 以下	0.70 m <sup>3</sup> 以下	
補助金額	50,000 円	100,000 円	200,000 円

別記様式第 1 号(第 7 条関係)

竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 7 条関係)

竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 8 条関係)

竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金変更承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 8 条関係)

竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金変更承認通知書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 8 条関係)

竜王町木造住宅耐震改修工事完了期日変更報告書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 9 条関係)

竜王町木造住宅耐震改修工事廃止(中止)届

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 10 条関係)

竜王町木造住宅耐震改修工事完了実績報告書

[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 11 条関係)

竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

別記様式第 9 号(第 12 条関係)

竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付請求書

[別紙参照]

別記様式第 10 号(第 13 条関係)

竜王町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]